

主な出来事（2009年10月）

1. 消費者庁の設置に伴う食品表示連絡会議の改組

2009年9月30日に、第4回食品表示連絡会が開催され、構成員の変更がなされました。
構成員

新	旧
消費者庁次長	内閣府国民生活局長 公正取引委員会経済取引局取引部長
警察庁生活安全局長	警察庁生活安全局長
農林水産省消費・安全局長	厚生労働省医薬食品局食品安全部長 農林水産省消費・安全局長
オブザーバー 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長	

2. 既存添加物の第3次消除 125品目(案)

2009年10月5日、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長は、「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」を、都道府県等の衛生主管部局宛に発し、消除予定添加物名簿(案)を公表しました。

<数>

既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）	：489品目	1996年4月16日
第1次消除（38+1品目）	：450品目	2004年2月と7月
第2次消除（32品目）	：412品目	2007年8月
第3次消除（案）（125品目）	：？	2011年2月？

第3次消除の対象は、①現に販売の用に供されていないもの（従前の通り）、②食品添加物としての目的で使用実態が確認できなかったもの（例えば、健康食品のみ）です。

都道府県への調査を経て、来年2月に消除予定添加物名簿が公示され、6ヶ月間の訂正の申し出、WTO 通報等を経て、2011年2月までに改正される予定です。

厚生労働省「食品添加物としての流通実態が確認できなかった既存添加物」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/091014/betten1.html>

3. 食品安全委員会の「添加物に関する食品健康影響評価指針」(案)の公表

10月22日、内閣府食品安全委員会は、「添加物に関する食品健康影響評価指針」(案)の公表し、パブリックコメントを求めました。パブリックコメントの期限は、11月20日です。

平成8年に厚生労働省から出されました指針（ガイドライン）に、国際調和等を反映させたものですが、内容的には大差がないと思われます。

4. 味の素の表示違反と自主回収

「アミノバイタル」などの自主回収対象商品は「その他の食品」群に属しますが、アセスルファムカリウムに係る使用基準 0.035%（約 350ppm）を大幅（最大で約 6 倍）に超えていました。

○アセスルファムカリウムの使用基準

食品群	基準値	食品群	基準値
栄養機能食品（錠剤に限る）	0.6 %	たれ・漬け物	0.1 %
あん類、菓子及び生菓子	0.25%	飲料類	0.05%
チューインガム	0.5 %	砂糖代替食品	1.5 %
アイスクリーム・氷菓	0.1 %	その他の食品	0.035%

○対象食品

回収対象商品	公表された配合率
「アミノバイタル」プロ	0.12 %
「アミノバイタル」2,200mg	0.047%
「牛乳といっしょにとるアミノ酸」体力（抹茶味）	0.23 %

http://www.aminovital.com/info_inquiry/faq04.html

LOT 間のバラツキのような製造上の問題ではなく、食品衛生法で定められた使用基準の食品郡を間違えて解釈した明らかな設計ミスと思われます。味の素は、アセスルファムカリウムと同様の高甘味度甘味料アスパルテムを長年販売してきた業界のトップメーカー（日本食品添加物協会の会長会社）でありますし、二重・三重のチェック機能働かなかった事態は、大変信じがたいことです。

5. 食品添加物の今後の指定予定

指定添加物 6月4日現在、393品目

既に、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) 2-エチルピラジン（香料）
- 4) 2-メチルピラジン（香料）
- 5) ソルビン酸カルシウム（保存料）
- 6) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 7) 2-ペンタノール（香料）
- 8) プロピオンアルデヒド（香料）
- 9) 6-メチルキノリン（香料）
- 10) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン（香料）
- 11) 3-メチル-2-ブタノール（香料）

添加物 2-エチル-5-メチルピラジンにつきましては、厚生労働省から提出した資料に誤り（クロマトグラムのアサイン）があったため、食品安全委員会でも再審議され了承されました。上記の1)～9)の添加物については、WTO 通報も完了していますが、指定が遅れています。L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）の WTO 通報の意見提出期限は、昨年 10 月 10 日でした。

内閣府食品安全委員会の「食品健康影響評価に基づく施策の実施状況の調査結果」（10月）で

も新規指定が遅れていることが明らかにされております。

6. ジアシルグリセロール (DAG) の安全性と「エコナ」の「トクホ」取り下げ

9月29日、消費者庁に「食品SOSプロジェクトーエコナを例にしてー」が発足しました。

10月1日、「エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議が開催されました。

10月8日、エコナ関連製品に関する花王株式会社から、「トクホ」の失効届けが提出されました。

尚、本件に関する社団法人日本植物油協会の見解は次の通りです。

1. 花王（株）の販売自粛について

花王（株）のエコナ・クッキングオイル（ジアシルグリセロールを高濃度に含む食品）につきましても、食品安全委員会において、発ガン性物質であるグリシドールに体内で変換される可能性があるグリシドール・エステルを高濃度に含むことが明らかにされ、同委員会は、エコナ・クッキングオイルの安全性についてなお検討を重ねる必要があるといたしました。

今回の販売自粛は、このことに対する不安から同社が自主的に講じられた措置であると理解しております。

2. グリシドール・エステルの安全性議論について

グリシドール・エステルについては、人体に取り込まれたときの安全性に関する科学的知見を得ることが何よりも重要であります。

このため、食品安全委員会はこれらに関する知見を早急に得よう政府に指示されたところであります。

3. 普通の植物油の安全性について

エコナ・クッキングオイルは、自然界には見られないほどの高濃度のジアシルグリセロールを主体とする製品であり、普通の植物油とは全く異なる物質です。

普通の植物油は、人類の長い食経験を通じて安全であることが確認されており、安心してお召し上がりいただきたく存じます。

<http://www.oil.or.jp/news/news20090917.html>

7. 食品用容器・包装について

10月24日、科学技術館サイエンスホールで開催されました日本食品化学学会第25回食品化学シンポジウムで、厚生労働省の俵木基準審査課長は、「食品用器具・容器包装の安全性」と題して講演し、モノマーや添加剤に関する「ポジティブリスト製度」への移行による国際整合性を示唆しました。

8. JECFA

本年6月にスイスのジュネーブで開催されましたJECFA第71回で採択されました規格が公表されました。

Cassia gum (Tentative)、Cyclotetraglucosesyrup、Diacetyltartaric and fatty acid esters of glycerol、Ethyl lauroylarginate、Ferrous ammonium phosphate、Glycerol ester of gum

rosin (Tentative)、Glycerol ester of tall oil rosin (Tentative) 、Glycerol ester of wood rosin (Tentative) 。Lycopene extract from tomato 、Modified starches、Nisin、Nitrous oxide (Tentative)、Octenyl succinic acid modified gum arabic、Pectins、Sodium hydrogen sulfate、Sucrose oligoesters type I、Sucrose oligoesters type II 、Tannic acid、Titanium dioxide

新たな規格や規格の改定された品目で、我が国で該当する品目については、これから検討されます第9版食品添加物公定書に反映されると思われます。

9. 英国 FSA は、多動性行動お関連する食用色素（アゾ系 6 種類）を避ける企業が増加したとニュースで報じました。（10 月 1 日）

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2009/oct/colours>

10. 豚への新型インフルエンザの感染（10月）

- ・ノルウェー : 651頭、症例動物 : 1頭、死亡 : なし (発生 : 10月 9日)
- ・アイルランド : 2,994頭、症例動物 : 65頭、死亡 : 1頭 (発生 : 9月 25日)
- ・アルゼンチン : 5,586頭、症例動物 : 823頭、死亡 : なし (発生 : 6月 15日)
- 6,104頭、症例動物 : 1,623頭、死亡 : なし (発生 : 6月 29日)
- ・米国ミネソタ、大阪でも、10月21日に豚への感染が確認され、世界で8カ国となりました。

○インフルエンザは、家畜伝染病予防法の対象外です。しかし、農林水産省は、豚に異常がないことが確認されるまで移動を自粛するよう要請しました。

11. 日本製食品のEUでの通関拒否

- ・ギリシャ : 野菜スープ (クチナシ色素)
- ・フィンランド : 麺 (クチナシ色素、紅麴色素)、チョコレートキャンディー (クチナシ色素、フラボノイド色素、スピルリナ色素)、チューインガム (クチナシ色素、フラボノイド色素)

11. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（10月）

- ・宝永物産株式会社が、中国から輸入した「ソーセージ (加熱食肉製品)」の自主検査で、クレンブテロール (喘息治療薬) 0.00008ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ダイヤ・トラスト協同組合が、中国から輸入した「豚ロース串カツ (加熱後摂取冷凍食品)」の命令検査で、クレンブテロール 0.00012ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・東栄物産株式会社が、中国から輸入した「ヒレ豚カツ (加熱後摂取冷凍食品)」の命令検査で、クレンブテロール (喘息治療薬) 0.00015ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三井物産株式会社が、ガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、農薬ピリミホスメチル 0.14mg/kg、農薬フェニトロチオン 0.2mg/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三晶実業株式会社が、カナダから輸入した「いんげん豆」の命令検査で、農薬グリホサート 2.2ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ベイゼが、ブラジルから輸入した「ビスケット類」の自主検査で、指定外添加物 TBHQ 6 μg/g が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。 以上。